

○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年3月31日

茨城県規則第41号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(土地の埋立て等の届出)

第2条の2 条例第5条の4の規定による届出は、土地の埋立て等を開始する日の3日前までに土地の埋立て等届（様式第1号）を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第5条の4の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等区域の位置及び面積
- (2) 埋立て等区域の土地の所有者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (3) 土地の埋立て等を行う期間
- (4) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所
- (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量
- (6) 土地の埋立て等の請負人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
- (7) 土砂等の搬入の請負人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

3 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、登録ストックヤードを経由する土砂等である場合にあつては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、前項第4号の規定を適用する。

(令4規則49・追加)

(条例第5条の4第2号等の規則で定める条例)

第2条の3 条例第5条の4第2号及び第18条の8第1項第3号の条例であつて規則で定

めるものは、条例第6条第1項の規定に相当する規定を設けているものとする。

(令4規則49・追加)

(条例第5条の4第4号等の規則で定める者)

第3条 条例第5条の4第4号及び第6条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社，日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか，地方公共団体がその資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって，土壌の汚染の防止に関し，地方公共団体と同等以上の能力を有する者として知事が認めた者

2 前項第9号の規定による知事の認定を受けようとする者は，土壌汚染防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書，財産目録，損益計算書及び貸借対照表

(平17規則102・平19規則79・平25規則65・令4規則49・一部改正)

(条例第5条の4第5号等の規則で定める土地の埋立て等)

第4条 条例第5条の4第5号及び第6条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等は，次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等

- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場に限る。）において行う土地の埋立て等
- (4) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項に規定する汚染除去等計画に従って行う土地の埋立て等又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壤処理施設において行う土地の埋立て等
- (5) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第36条第1項の規定により知事又は県内の市町村の長が定めた除染実施計画に基づく土地の埋立て等
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

（平25規則65・令4規則49・一部改正）

（条例第5条の4第6号等の規則で定める土地の埋立て等）

第5条 条例第5条の4第6号及び第6条第1項第5号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

（令4規則49・一部改正）

（届出事項の変更の届出）

第5条の2 条例第5条の5の規定による届出は、届出に係る事項を変更する日の3日前までに土地の埋立て等届変更届（様式第1号の3）を知事に提出して行わなければならない。

（令4規則49・追加）

（届出事項の完了等の届出）

第5条の3 条例第5条の6の規定による届出は、土地の埋立て等届完了等届（様式第1号

の4)を知事に提出して行わなければならない。

(令4規則49・追加)

(許可の申請)

第6条 条例第6条第2項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第6条第2項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の氏名及び電話番号
- (2) 申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称並びに代表者及び役員)の氏名)
- (3) 申請者が法人である場合にあつては、法人の役員)の氏名
- (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称
- (5) 申請者に次条第10項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票の写し(申請者が個人の場合であつて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定により知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。)を利用することができない場合に限る。第5号から第8号まで並びに第8条第3項第1号及び第4号において同じ。)又は法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合に限る。)及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
- (4) 申請者が条例第7条第4号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあつては、

法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)

(6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)

(8) 申請者に次条第9項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(9) 土地所有者一覧表

(10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図に準ずる地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

(11) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面

(12) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し

(13) 施工管理者であることを証する書面

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)

(15) 土地の埋立て等に用いる土砂等が次条第2項第1号に規定する土砂等(次号において「改良土以外の土砂等」という。)である場合にあつては土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)、土地の埋立て等に用いる土砂等が同項第2号に規定する土砂等(次号において「改良土」という。)である場合にあつては、土砂等の発生者が発行する改良土発生元証明書(様式第4号の2)

- (16) 土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第4号の3）、土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては改良土の発生から利用までのフローシート（様式第4号の4）
- (17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (18) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (19) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (20) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- (21) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図
- (22) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第5号）及び地質分析結果証明書（様式第6号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）ただし、当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面
- (24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（登録ストックヤードを除く。以下「無登録ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあっては、次に掲げる書類
- ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
- イ 無登録ストックヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該無登録ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
- ウ 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
- エ 無登録ストックヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図
- オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できる無登録ストックヤードの平面図及び断面図

カ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類

(25) 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(26) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(27) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項第23号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

5 第3項第25号に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5

4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

（平17規則102・平22規則22・平25規則65・平26規則21・平27規則72・令元規則28・令5規則42・一部改正）

（許可の基準）

第7条 条例第7条第1号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、次の各号に掲げる土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準値であることとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。次号において「省令」という。）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等であつて、当該土砂等の性質を改良していないもの

(2) 省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土

に該当する土砂等（これらに準ずる土砂等を含む。）であつて、当該土砂等をセメント、石灰その他の物により安定処理した無機性のもの

3 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は、次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする間、周囲に囲い（保管する土砂等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。

(ア) 土砂等の積替え又は保管の場所である旨

(イ) 土砂等の発生者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(ウ) 土砂等の発生の場所及び予定数量

(エ) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(オ) 土地の埋立て等を行う場所の所在地

(カ) 当該無登録ストックヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、無登録ストックヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。

(2) 無登録ストックヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 仕切りを設ける等の措置

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の作業中、他の場所から発生した土砂等若しくは廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混入するおそれがある物を運搬する車両の搬入又はその土地の埋立て等に用いる土砂等を運搬する車両の搬出があるときには、これらの車両の搬入又は搬出を管理する者を立ち会わせること。

ウ その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所若しくは無登録ストックヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該無登録ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立て等に用いる土砂等が無登録ストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該無登録ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の日以降に行われるものであること(同項の規定による許可の場合にあつては、条例第6条第2項第7号に掲げる事項の変更又は同項第9号に掲げる事項(無登録ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る部分に限る。)の変更に係るものに限る。)

(5) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。

5 前項第1号イの標識は、土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識(様式第6号の2)によるものとする。

6 条例第7条第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

7 条例第7条第4号アの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

8 条例第7条第4号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

(2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)

- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
 - (10) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）
 - (11) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）
- 9 条例第7条第4号キ、コ、タ及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
（平25規則65・平26規則21・令元規則28・令5規則42・一部改正）
（変更の許可の申請等）
- 第8条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第7号）に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて知事に提出しなければならない。
- 2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
 - (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）
 - (3) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。）並びに法人にあつては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない場合に限る。）
- 3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。
- (1) 申請者の住所又は氏名の変更の場合にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあつては、

法人の登記事項証明書

- (3) 施工管理者を変更する場合にあっては、施工管理者であることを証する書面
- (4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)

(平17規則102・平25規則65・平26規則21・令元規則28・一部改正)

(土地の所有者等への通知)

第8条の2 条例第9条の2第3項の規定による通知は、条例第9条第3項又は第10条第1項の規定による届出の写しを送付することにより行うものとする。

(令4規則49・追加)

(着手の届出等)

第9条 許可を受けた者が条例第10条第1項第1号に該当することとなったときは、土地の埋立て等着手届(様式第9号)により知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第10条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届(様式第10号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第10条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第11号)に次に掲げる図面を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の飛散又は流出を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第10条第1項第4号に該当することとなったときは、土地の埋立て等再開届（様式第12号）により知事に届け出なければならない。

（地位の承継の届出）

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立等地位承継届（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

（平25規則65・平26規則21・一部改正）

（標識の掲示等）

第11条 条例第13条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第14号）により行わなければならない。

2 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (4) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量
- (8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (9) 施工管理者の氏名

3 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、登録ストックヤードを経由する土砂等である場合にあつては、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、前項第7号の規定を適用する。

（平26規則21・一部改正）

(帳簿への記載等)

第12条 条例第14条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第15号）により毎日行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 埋立て等区域の位置
- (3) 記録者氏名
- (4) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所ごとの申請量
- (5) 搬入時刻
- (6) 搬入車両登録番号
- (7) 搬入業者の名称
- (8) 運転者氏名
- (9) 数量
- (10) 土砂等の積込み場所
- (11) 搬入済量
- (12) 施工作業の内容
- (13) その他埋立て等の施工に必要な事項

3 条例第14条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第15号の2）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し
- (2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

4 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等区域の位置及び面積
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所ごとの申請量及びその合計量
- (4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生の場所ごとの搬入済量及びその合計量
- (5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生の場所ごとの搬入済量及びその合計量

5 前条第3項の規定は、第2項第4号及び前項第3号から第5号までに掲げる事項について準用する。この場合において、同条第3項中「前項第7号」とあるのは、「次条第2項

第4号及び同条第4項第3号から第5号まで」とする。

(平25規則65・平26規則21・一部改正)

(土壌の調査等)

第13条 第6条第4項の規定は、条例第15条に規定する土壌の調査について準用する。

- 2 前項の調査は、知事の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。
- 3 条例第15条の規定による報告は、土壌調査結果報告書(様式第15号の3)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
 - (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
 - (2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(平25規則65・平26規則21・一部改正)

(書類の備付け及び閲覧)

第14条 条例第16条の規定による備置き及び閲覧は、条例第6条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第9条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき又は条例第17条第1項の取消し若しくは停止若しくは同条第2項の取消しを命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

- 2 条例第16条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 条例第9条第1項の規定による変更許可申請書及び同条第3項の規定による変更届出書の写し
 - (2) 条例第10条第1項の規定による届出書の写し
 - (3) 条例第14条第2項の規定による報告書の写し
 - (4) 条例第15条の規定による報告書の写し
 - (5) 条例第20条第1項の規定による報告書の写し

(平26規則21・一部改正)

(土地の所有者等による土地の埋立て等の施工状況の確認)

第14条の2 条例第18条の3第1項の規定による土地の埋立て等の施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。この場合において、土地の埋立て等の施工状況の確認をする土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

- (1) 当該施工に係る埋立て等区域において、当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと。

(2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の飛散若しくは流出が生じ、又は生ずるおそれがないこと。

(令4規則49・追加)

(土砂等搬入禁止区域の指定等の公示)

第14条の3 条例第18条の5第2項(条例第18条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、茨城県報に登載して行う。

(1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、面積、指定の期間及び指定の理由

(2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積

(令4規則49・追加)

(書面の交付及び携帯)

第14条の4 条例第18条の8第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による書面の交付は、土砂等受入概要書(様式第15号の4)により行わなければならない。

(1) 埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(2) 土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日

(3) 土地の埋立て等の目的

(4) 埋立て等区域の位置及び面積

(5) 土地の埋立て等を行う期間

(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

2 条例第18条の8第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による書面の交付は、適合証明書(様式第15号の5)により行わなければならない。

(1) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(2) 土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日

(3) 搬入する者の氏名

(4) 搬入の用に供する自動車の登録番号

- (5) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあつては,主たる事務所の所在地,その名称及び代表者の氏名)
 - (6) 土地の埋立て等を行う期間
 - (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量
 - (8) 搬入する土砂等の性質及び数量
- (令4規則49・追加)

(公表)

第14条の5 条例第18条の10第1項の規則で定める事項は,次に掲げる事項とし,同項の規定による公表は,インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 住所又は事務所の所在地
- (2) 法人の場合にあつては,その代表者の氏名
- (3) 許可の取消し又は命令の内容(条例第18条の10第1項第2号,第3号又は第5号の規定に該当する場合に限る。)

(令4規則49・追加)

(身分証明書の様式)

第15条 条例第20条第3項に規定する身分を示す証明書は,立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第16号)によるものとする。

(条例の規定の適用除外の申出)

第16条 条例第22条第3項の申出は,適用除外日の1月前までに,適用除外申出書(様式第17号)を知事に提出して行わなければならない。

(令5規則42・一部改正)

(書類の提出部数)

第17条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は,条例第5条の4から第5条の6までの規定により提出する書類にあつては1部とし,その他の書類にあつては3部とする。

(平25規則65・令5規則42・一部改正)

付 則

この規則は,平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第102号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(平成19年規則第79号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成22年規則第22号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年規則第65号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

付 則（平成26年規則第21号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成25年茨城県条例第38号）付則第2項又は付則第3項の規定の適用を受ける者は、この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条第2項及び様式第14号の規定にかかわらず、平成26年4月30日までの間は、この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第14号の標識を用いて茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第13条の規定による掲示を行うことができる。

付 則（平成27年規則第72号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

付 則（平成29年規則第2号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号（同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則（平成31年規則第5号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号（同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第5項第2号の規定により採取された土砂等

に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則（令和元年規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号（同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則（令和元年規則第28号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

付 則（令和4年規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和4年茨城県条例第42号）付則第2項及び第3項の規定による届出は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第2条の2から第5条の3までの規定の例により行うことができる。

付 則（令和5年規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。ただし、第15条及び様式第16号の改正規定並びに付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1、別表第1の2及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号（同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る

土壌の調査については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第15条の規定による身分を示す証明書は、改正後の規則第15条の規定による身分を示す証明書とみなす。

付 則（令和7年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条第1項第9号の規定により知事が認めた者は、施行日においてこの規則による改正後の同号の規定により知事が認めたものとみなす。

別表第1（第6条第4項第4号，第6条第5項第4号，第7条第1項，第7条第3項関係）

（平29規則2・平31規則5・令元規則9・令5規則42・一部改正）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては，昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリ	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定め

	グラム以下	る方法（規格65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170—7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエ	検液1リットルにつき0.004ミリ	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又

タン	グラム以下	は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1 (規格34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量

		に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにおいては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2(第6条第4項第4号, 第6条第5項第4号関係)

(平25規則65・追加, 令5規則42・一部改正)

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—2020「土懸濁液のpH試験方法」

別表第2 (第7条第6項関係)

(平17規則102・平25規則65・平26規則21・一部改正)

土地の埋立て等の施工管理体制	<p>1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</p> <p>2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</p> <p>3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。</p> <p>5 土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。</p>
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	<p>1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<p>1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他</p>

	<p>の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p> <p>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</p> <p>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</p>
<p>その他生活環境の保全対策</p>	<p>1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p>

土地の埋立て等届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号

土地の埋立て等を行うので、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第5条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
埋立て等区域の土地の所有者等	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名） 電話番号	
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量	性質	数量 m ³
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）	
土砂等の搬入の請負人	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）	

- 備考 1 埋立て等区域の土地の所有者等の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、埋立て等区域の土地の所有者等の一覧表を添付すること。
- 2 土地の埋立て等の請負人の欄については、土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合に限り記入すること。
- 3 土砂等の搬入の請負人の欄については、土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入を他の者に請け負わせる場合に限り記入すること。

様式第1号の2(第3条第2項関係)

土壤汚染防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金,基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書, 財産目録, 損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の3(第5条の2関係)

土地の埋立て等届変更届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第5条の4の規定による届出をした事項を変更するので、同条例第5条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

届出をした年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

様式第1号の4(第5条の3関係)

土地の埋立て等届完了等届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第5条の4の規定による届出をした土地の埋立て等を

完了
廃止
休止
再開

したので、同条例第5条の6の規定により、次のとおり届け出ます。

届出をした年月日	年 月 日
計画期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
休止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
再開年月日	年 月 日
完了年月日又は 廃止年月日	年 月 日

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

申請者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。)の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)及び印鑑登録証明書3 申請者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書4 申請者が条例第7条第4号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)6 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第7条第9項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書9 土地所有者一覧表10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し13 施工管理者であることを証する書面
------------------	--

(第3面)

<p>14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)</p> <p>15 土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第1号に規定する土砂等(以下「改良土以外の土砂等」という。)である場合にあっては、土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第2号に規定する土砂等(以下「改良土」という。)である場合にあっては、土砂等の発生者が発行する改良土発生元証明書(様式第4号の2))</p> <p>16 土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては、土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の3)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては、改良土の発生から利用までのフローシート(様式第4号の4))</p> <p>17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図</p> <p>18 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書</p> <p>19 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図</p> <p>20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書</p> <p>21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図</p> <p>22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書</p> <p>23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)</p> <p>24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては、次に掲げる書類</p> <ol style="list-style-type: none">(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書(2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類(3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないことの理由書(4) スtockヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図(5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図(6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類 <p>25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書</p> <p>26 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類</p> <p>27 前各項に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>
<p>茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)</p>

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
			住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
法定代理人(申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合) (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
			住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき。)

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日	性別	出資の額	
			円	円
			保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第3号(第6条第3項第14号関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬 入 計 画						発生場所
	予定量 m ³	搬入済量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	
				～	～		
合 計							
予 定 容 量			m ³				

- 備考 1 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。
- 2 変更許可申請時においては、既に許可を受けている発生元事業者名を全て記載し、搬入済量欄には変更許可申請時の搬入済量を記載すること。また、搬入が完了した発生元については搬入済量の数値の右側に「完了」と記載すること。ただし、搬入済量が予定量を超えている場合には、理由書を提出すること。
- 3 搬入継続中の発生元の予定量と搬入が完了した発生元の搬入済量の合計は、予定容量を超えてはならないこと。

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名 印
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 の 運 搬 契 約 者	住所又は所在地 事業者名 代表者又は現場責任者の氏名
発 生 土 砂 等 の 最 終 処 分 事 業 者	住所又は所在地 事業者名 代表者又は現場責任者の氏名

備考 1 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

2 スtockヤード運営事業者登録規程(令和5年国土交通省告示第157号)第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたStockヤード運営事業者については、同項の登録を受けたことを証する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。

- (1) 工事発注者の欄には、土砂等の搬入元の元請建設工事業業者等（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)第4条第1項に規定する元請建設工事業業者等をいう。)を記載すること。
- (2) 工事施工期間の欄及び工事に係る土砂等の発生量の欄は、記載不要とする。
- (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該ストックヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
- (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該ストックヤードから本許可申請に係る埋立て等の区域への運搬契約者を記載すること。

改良土発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所又は所在地
事業者名
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

発生場所(施設)名	
発生場所(施設)所在地	
発生土砂等の原材料	土砂等 ・ 汚泥 ・ その他()
添加物(固化材等)の種類	セメント ・ 石灰 ・ その他()
改良の内容	安定処理 ・ その他()
廃棄物中間処理施設設置等の許可	有(許可年月日: 許可番号:) ・ 無
発生土砂等の搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで
発生土砂等の搬出可能量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の埋立て等事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

- 備考 1 発生土砂等の原材料、添加物(固化材等)の種類、改良の内容の各欄は、該当するもの全てを囲むこと。
なお、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。
- 2 廃棄物中間処理施設設置等の許可の欄には、発生場所(施設)の設置に関し、法、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)、その他の法令に基づく許可を受けているかどうかを記載すること。
なお、許可を受けている場合には、許可証の写しを添付すること。
- 3 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分又はこれらに準ずる旨を記載すること。
- 4 改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料(製造工程表等)を添付すること。
- 5 スtockヤード運営事業者登録規程(令和5年国土交通省告示第157号)第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたStockヤード運営事業者については、同項の登録を受けたことを証

する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。

- (1) 発生場所（施設）名の欄及び発生場所（施設）所在地の欄には、当該土砂を改良した土質改良プラントの名称及び所在地を記載すること。
- (2) 発生土砂等の搬出期間の欄及び発生土砂等の搬出可能量の欄は、記載不要とする。
- (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該ストックヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
- (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該ストックヤードから本許可申請に係る土地の埋立て等の区域への運搬契約書を記載すること。

様式第4号の3(第6条第3項第16号関係)

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号			
土砂等の発生 する 期 間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号	
------------------------------------	--

3 一次下請(土工事)

土 工 事 業 者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号	
--------------------------------------	--

4 下請(運搬)

運 搬 事 業 者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号	
--------------------------------------	--

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号			
工事施工業者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号			
埋立て等を行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

改良土の発生から利用までのフローシート

1 発生土砂等の原材料の受入状況

受入元事業者名	受入日	受入量 m ³	受け入れた 原材料の区分
			土砂等・汚泥・その他()
合 計		m ³	

2 土砂等の発生状況及び発生者

発生場所(施設)名			
発生場所(施設)所在地			
発生者氏名 代表者氏名 住所番号 電話番号			
土砂等の 搬出期間	年 月 日から	年 月 日まで	搬出量 m ³

3 運搬者

運搬事業者氏名 代表者氏名 住所番号 電話番号	
----------------------------------	--

4 埋立て等を行う事業者

事業者氏名 代表者氏名 住所番号 電話番号			
工事施工業者氏名 代表者氏名 住所番号 電話番号			
埋立て等を行う場所			
面積	m ²	予定容量	m ³

- 備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 発生土砂等の原材料の受入状況については、本書に直接記載するか、又は記載事項を網羅した台帳の写し等を添付すること。
- 4 受け入れた原材料の区分の欄については、該当するものを囲み、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。

様式第5号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)

第6条第3項第23号
第6条第3項第25号
第13条第3項 に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採 取 日 の 天 候	
採 取 深 度	

- 備考 1 この報告書は, 土壤調査試料を採取した者が作成すること。
2 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

地質分析結果証明書

年 月 日

殿

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3又は55.4
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。), 昭和46環告第59号付表1
りん有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)
砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第3文, 34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条
	銅	mg/kg	125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条
水素イオン濃度指数	—		4以上 9未満	地盤工学会基準JGS 0211—2020「土懸濁液のpH試験方法」

含有
試験

検体の性状	形状		色	におい	
備考					

- 備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
- 2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
- 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。

様式第6号の2(第7条第5項関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	
土砂等の発生者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m³
土地の埋立て等を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
ストックヤードの管理者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第7号(第8条第1項関係)

(表)

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付すること。

(裏)

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号		
変更の内容	変更前		変更後
変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
変更年月日			

- 備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。
- 4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第9項に規定する使用人の変更の場合にあつては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあつては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあつては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第9号(第9条第1項関係)

土地の埋立て等着手届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等に着手したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第10号(第9条第2項関係)

土地の埋立て等完了届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。

様式第11号(第9条第3項関係)

土地の埋立て等廃止(休止)届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を廃止(休止)したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計画期間及び廃止年月日 又は休止期間	計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。

2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の飛散又は流出を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

様式第12号(第9条第4項関係)

土地の埋立て等再開届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を再開したので, 同条例第10条第1項の規定により, 次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

届出者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地	
法定代理人(届出者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合) (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員(届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	

備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第14号(第11条第1項関係)

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
施工管理者の氏名	

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第15号(第12条第1項関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日()

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
埋立て等区域の位置

記録者氏名 印
土砂等の発生の場所ごとの申請量 m³

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
搬入済量				小計	m ³	累計	m ³

施工作業の内容

その他埋立て等の施工に必要な事項

備考 この台帳は、原則として許可申請のあった土砂等発生元証明書の箇所ごとに作成すること。

土地の埋立て等状況報告書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

報告者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日	指令 第	号		
埋立て等区域の位置					
埋立て等区域の面積	m ² (うち累計搬入済面積)		m ²		
	(うち今回搬入済面積)		m ²		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³ (うち搬入済量)		m ³		
	(うち今回搬入済量)		m ³		
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
土 砂 等 の 発 生 の 場 所	申請量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

備考 土砂等の発生を記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第15号の3(第13条第3項関係)

土壌調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事

殿
住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第15条の規定により、次のとおり土壌の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等の区域	
報告に係る試料数	

備考 土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号)を添付すること。

土砂等受入概要書

年 月 日

住所
埋立て等を行う者 氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

土地の埋立て等に係る許可 又は届出の年月日	年 月 日	
土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び 面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
土地の埋立て等に用いる土 砂等を発生させる者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
土地の埋立て等に用いる土 砂等の性質及び数量	性質	数量 m ³

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
茨城県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第17号(第16条関係)

適用除外申出書

年 月 日

茨城県知事

殿

市町村長

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第22条第3項の規定により、同条例の規定の適用の除外について、次のとおり申し出ます。

市町村の名称	
適用除外日	年 月 日
市町村が定める土地の埋立て等に関する条例の規定の内容	

- 備考 1 市町村の条例の公布の日及び施行の日を併せて記載すること。
2 市町村が定めた条例に基づく施策の内容を具体的に示す資料を添付すること。